

郵便保険会社に係る政省令事項説明資料

< 郵政民営化法第 9 章第 3 節関係 >

1	政省令事項一覧	1
2	保険金額等の限度額 (第 1 3 7 条)	3
3	業務の制限 (第 1 3 8 条)	8
4	子会社保有の制限 (第 1 3 9 条)	16
5	その他	23

平成 1 8 年 5 月 1 7 日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵政民営化法第9章第3節における郵便保険会社に係る政省令事項

1 政令（今回措置分）

民営化法条文番号	内 容	備 考
第137条第1号柱書き	第1分野（一般財形・住宅財形・年金保険以外）の保険契約に関し限度額管理の細目的事項を規定	限度額
第137条第1号イ	第1分野（一般財形・住宅財形・年金保険以外）の保険契約に関し限度額管理の基となる額を規定	限度額
第137条第1号ロ	旧簡易生命保険契約に関し限度額管理の細目的事項を規定	限度額
第137条第3号柱書き	第137条第3号の限度額管理の対象とする保険を年金保険と規定	限度額
第137条第3号柱書き	年金保険の保険契約に関し限度額管理の細目的事項を規定	限度額
第137条第3号イ	年金保険の保険契約に関し限度額管理の基となる額を規定	限度額
第137条第3号ロ	旧簡易生命保険契約に関し限度額管理の細目的事項を規定	限度額
第137条第4号柱書き	第3分野の保険契約に関し限度額管理の対象とする保険区分を規定	限度額
第137条第4号イ	第3分野の保険契約に関し保険区分ごとに限度額管理の基となる額を規定	限度額
第137条第4号ロ	第3分野の保険区分ごとに対応する旧特約を規定	限度額
第137条第4号ハ	旧特約に関し限度額管理の細目的事項を規定	限度額
第138条第1項	保険の種類を規定	業務の制限
第138条第1項	郵便保険会社が認可を受けることなく引き受けることのできる保険の種類を規定	業務の制限

注1 第1分野：保険業法第3条第4項第1号に掲げる保険（生命保険）、第3分野：同項第2号に掲げる保険。

2 この他、郵貯・簡保管理機構が保有し管理する旧簡易生命保険契約について、復活の申込み又は変更の申込みに関して旧簡易生命保険契約に係る保険金額等の限度額管理を行うために必要な細目的事項を上記と同様に政令で規定する（第158条関係）

2 内閣府令・総務省令

民営化法条文番号	内 容	備 考
第138条第2項第6号	民営化法に定める貸付以外の資産の運用方法のうち、郵便保険会社が認可を受けることなく行える運用方法を規定	業務の制限
第139条第8項	金融関連業務を専ら営む会社のうち、郵便保険会社が、届出により子会社とすることができる会社の営む業務を規定	子会社保有の制限
第140条第1項	郵便保険会社が届け出ることなく事務所等の設置等を行うことができる場合を規定	その他
第144条第3項	郵便保険会社の業務報告書等の記載事項等に関し必要な事項を規定	その他
第149条第1項第7号	郵便保険会社が受けたときは届け出なければならない「処分」を規定	その他
第149条第1項第8号	第149条第1項第1号から第7号までに掲げる場合のほか、郵便保険会社が届け出なければならない場合を規定	その他

保険金額等の限度額（民営化法第137条）

民営化前

1 主契約（財形貯蓄保険・年金保険以外）

(1) 保険金額の限度額

1,000万円の範囲内において被保険者の年齢を考慮して政令で定める額
（簡保法第20条第1項）

(2) 限度額管理に関する細目的事項

政令で定める保険契約の保険金額のうち政令で定める額を算入しない（簡保法第20条第2項）等。

2 財形貯蓄保険

550万円（払込保険料総額）（簡保法第23条）

3 年金保険

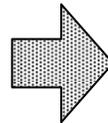
(1) 年金の限度額

年額90万円（簡保法第24条第2項）

(2) 限度額管理に関する細目的事項

契約者配当による積増年金は算入しない等。
（簡保法第24条第1項等）

基本的枠組みは同じ



民営化後（新契約分と旧契約分を合算管理）

1 第1分野（保険業法3条4項1号保険）（2及び3を除く。）

(1) 保険金額の限度額

政令で定める被保険者の区分に応じ政令で定める額
（民営化法第137条第1号イ）

(2) 限度額管理に関し必要な細目的事項を政令で規定

（民営化法第137条第1号、第1号ロ）

2 第1分野（一般財形・住宅財形）

550万円（払込保険料総額）（民営化法第137条第2号イ）

3 第1分野（政令で定めるもの）（民営化法第137条第3号）

(1) 年金の限度額

政令で定める被保険者の区分に応じて政令で定める額
（民営化法第137条第3号イ）

(2) 限度額管理に関し必要な細目的事項を政令で規定

（民営化法第137条第3号、第3号ロ）

4 特約

特約の保険金額の限度額

災害特約・介護特約	1,000万円
入院保障の特約	1,000万円

(簡保法第20条第3項)

4 第3分野(保険業法3条4項2号保険)

- (1) 第3分野の保険金額の限度額
 - ア 政令で定める保険区分
(民法法第137条第4号)
 - イ 保険区分ごとに政令で定める額
(民法法第137条第4号イ)
 - ウ 保険区分に対応する政令で定める旧特約の区分
(民法法第137条第4号ロ)
- (2) 限度額管理に関し必要な細目的事項を政令で規定
(民法法第137条第4号ロ)

郵貯・簡保管理機構が保有し管理する旧簡易生命保険契約について、復活の申込み又は変更の申込みに関して旧簡易生命保険契約に係る保険金額等の限度額管理を行うため必要な細目的事項を上記と同様に政令で規定する。
(民法法第158条)

民営化後の預入限度額についての基本的考え方

郵政民営化の基本方針(平成16年9月10日閣議決定)

4. 移行期・準備期のあり方

(1) 移行期のあり方

(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営

- ・ 郵便貯金及び郵便保険事業は、当面、限度額を現行水準(1千万円)に維持する。その際、貯金及び保険は、預金者、被保険者ごとに新契約と旧契約とを合算して管理する。

今回の政令で規定する内容

「郵政民営化の基本方針」に基づき、現行の簡易生命保険の限度額を踏襲する。

1 第1分野の保険（一般財形・住宅財形・年金保険を除く。）

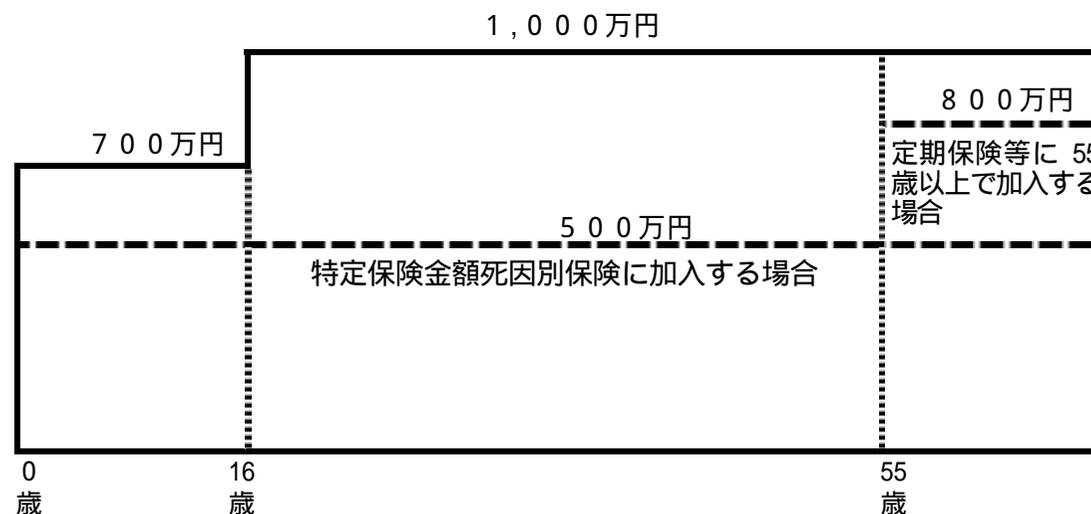
(1) 政令で定める額

被保険者の区分に応じて次のとおり。[現行：簡保法第20条、簡保令第1条]

15歳以下 700万円

16歳以上 1,000万円

〔 特定保険金額死因別保険に係る額は500万円、55歳以上の被保険者に係る定期保険等に係る額は800万円。 〕



注1 特定保険金額死因別保険：保険契約に加入後早期に死亡した場合の保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする保険。具体的には、糖尿病、高血圧症にかかっている方、がんにかかったことがある方でその症状が一定の範囲内にある方を加入対象として、加入後早期に病死した場合の保険金額を低く設定した養老保険。

2 定期保険等：定期保険及び一定の養老保険。具体的には死亡保険金額を満期保険金額の2倍、5倍又は10倍とする養老保険。

(2) **限度額管理に関し必要な細目的事項**

ア 通計制度 [現行：簡保法第 20 条、簡保令第 2 条]

20 歳以上 55 歳以下で、加入後 4 年経過している保険契約がある場合は、300 万円を限度として、限度額に算入しない。

イ 保険金の倍額支払額は、限度額に算入しない。 [現行：簡保法第 51 条]

注 保険金の倍額支払：被保険者が加入後一定期間経過後に、不慮の事故等又は特定感染症で死亡した場合に死亡保険金のほか、これと同額（保険金額を保険金の支払の事由、死亡の原因又は期間の経過に応じて異なる額とする保険契約にあっては、当該保険金額に相当する額を超えない範囲内において保険約款の定める額）の保険金の支払をするもの。不慮の事故等で死亡した場合には、災害特約に係る保険金の支払の事由にも該当する。

2 第 1 分野の保険（年金保険）

(1) **年金の限度額の対象となる保険**

簡易生命保険法に規定する終身年金保険、定期年金保険又は夫婦年金保険（簡保法第 17 条の規定により一体として提供されるものを含む。）に属する保険の種類。 [現行：簡保法第 14 条～第 17 条]

(2) **政令で定める額**

被保険者 1 人につき、年額 90 万円。 [現行：簡保法第 24 条第 2 項]

(3) **限度額管理に関し必要な細目的事項**

ア 契約者配当による積増年金の額は、限度額に算入しない。 [現行：簡保法第 24 条第 1 項]

イ 年金の額を遡増させるものは、年金支払事由発生日から始まる 1 年の期間について支払う年金の年額（初年度年額）による。 [現行：簡保法第 24 条第 2 項]

ウ 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の配偶者たる被保険者に係る年金の額は、限度額に算入しない。 [現行：簡保法第 24 条第 3 項]

注 夫婦年金保険：夫婦を被保険者とし、主たる被保険者に年金の支払をするほか、主たる被保険者の死亡後は配偶者たる被保険者に年金の支払をするもの。 [簡保法第 16 条]

エ 介護割増年金付終身年金保険の割増年金の額は、限度額に算入しない。[現行：簡保法第24条第1項]

注 介護割増年金付終身年金保険：被保険者が寝たきり等の要介護状態になった場合に、通常の年金の支払のほか、割増年金の支払をするもの。[簡保法第14条]

3 第3分野の保険

保険区分ごとに政令で定める額、保険区分に対応する旧特約の区分

旧特約の区分	限度額		第3分野の区分	限度額
[現行：簡保法第18条] 疾病又は傷害による要介護状態 傷害による死亡、身体障害 生存	1,000万円	➔	[保険業法第3条第4項第2号] イ 疾病にかかったこと ロ 疾病又は傷害による状態 ハ 傷害による死亡 ニ イ又はロに類似するもの	1,000万円
[現行：簡保法第18条] 疾病又は傷害による入院 疾病又は傷害により生じた結果 生存	1,000万円		[保険業法第3条第4項第2号] ホ イ、ロ又はニに関し治療を受けたこと	1,000万円

注1 「生存」は第1分野の保険の保険金の支払の事由に該当。

2 簡易生命保険において主契約として限度額管理の対象となっているもののうちには、第3分野の保険に該当する部分が含まれるものがあるが、当該部分については第3分野の保険の限度額には算入しない。

業務の制限（民営化法第138条）

郵便保険会社が、主務大臣の認可を受けなければ営むことができない業務は、以下の通り。

主務大臣の認可に当たっては、郵政民営化委員会の意見聴取を経る必要がある。

第1項	保険の種類（ <u>保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せ</u> その他政令で定める保険の種類 <u>の細目を含む。</u> ）のうち <u>政令で定めるもの</u> 以外の保険の種類の <u>保険の引受け</u> 。
第2項	民営化法で定める貸付け及び <u>内閣府令・総務省令で定める方法</u> 以外の方法による運用。
第3項	保険業法第97条の規定により行う業務（ <u>保険の引受け及び資産の運用</u> ）以外の業務。

(注) 今回の政省令で定める事項に、下線を付している。

郵便保険会社の業務の制限に係る政令、内閣府令・総務省令の策定にあたっての基本的な考え方

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成指示（平成18年1月25日）

郵政民営化法（平成17年法律第97号。以下「法」という。）・・・法第163条第1項の規定に基づき、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の作成について、下記のとおり指示する。

記

1 法第163条第1項に規定する内閣府令・総務省令の定めるところに従い、実施計画を作成すること。

なお、法第166条第1項の規定による承継の時ににおける郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は、日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令により規定する予定であるので、これを前提に実施計画を作成すること。

平成17年7月19日 参議院・郵政民営化に関する特別委員会における竹中大臣答弁

御指摘のように、日本郵政公社のその業務の範囲からスタートをすることを考えているわけでございますけれども、ここでそのスタート時点での公社と同様の業務範囲といいますのは、制度設計上の基本的なコンセプトは公社と同じにすると、そのように御理解をいただきたいと思えます。

と申しますのは、民間企業を監督する業法である銀行法、その銀行法の下で今度は事業を営むわけでございますが、銀行法における業務規定の仕方が非常に概括的なものであるわけでございます。これは民間ですから、そんなにぎりぎり縛っていない、概括的なものなわけでございますが、郵便貯金法等々は官業でございますので、これは限定列挙で非常に細かに規定をしております。このような規定ぶりの違いというある種の技術的な問題がございますので、民営化前後の業務範囲が寸分たがわず全く同じだということは必ずしもそうならないかもしれないわけでございますが、しかし基本的なコンセプトとしては、運用対象を含めまして業務範囲は公社と同じにすること、これは具体的には政省令で定めるということしております。

お尋ねの趣旨は、同じかということでございますので、基本コンセプトは同じである、ただし法律の立て方が少し違いますので、寸分たがわずということではない、しかし基本的なコンセプトは同じだということでございます。

民営化法第138条第1項 (保険の引受け)

保険の種類(以下1に掲げる細目を含む。)のうち、以下2に掲げる保険の種類以外の保険の種類
の引受けを行う場合には、認可が必要(細目事項を変更した保険の引受けを行う場合には、認可が
必要。)

1 政令で以下の細目を規定

再保険かどうかの別
保険期間が終身か有期かの別
被保険者の数(一人、二人、三人以上の別)
医師の診査又は健康状態の告知のいずれかを成立の条件とするものかどうかの別
保険料が一時払いか分割払いの別(分割払いのものにあっては、保険料の払込方法)
主契約か特約かの別
保険金の支払事由が複数ある保険における一の保険金額に対する他の保険金の支払事由に応じた保険金額の割合
特約における主契約の保険金額に対する特約の保険金の支払事由に応じた保険金額の割合
契約者配当を行うものかどうかの別
保険料の算定の基礎として予定解約率を用いるものかどうかの別
特別勘定を設置するものかどうかの別
保険料、保険金、返戻金等が外貨建てで表示されるものかどうかの別

注 保険の種類細目として上記の他「保険金の支払の事由の組合せ」は法定(民営化法第138条第1項)

2 政令で以下の保険の種類を規定

上記1により定まる保険の種類のうち、平成18年7月1日現在、旧会社が引受けを行っていた保険の種類。

民営化法第138条第2項 (資産の運用)

以下の1に掲げる資金の貸付け及び2に掲げる方法以外の方法により運用を行う場合には、認可が必要。

1 民営化法に規定の資金の貸付け

保険契約者に対する貸付け	公社法第45条第1項第1号
地方公共団体向け貸付け	簡保法第88条
コール資金貸付け	公社法第41条第9号の2
他の民営化会社向け貸付け	公社法第41条第11号、第12号
郵貯・簡保管理機構向け貸付け	旧契約分の管理等に必要な資金の融通

2 内閣府令・総務省令で保険業法第97条第2項の内閣府令（保険業法施行規則第47条各号）で定める運用方法のうち、以下の運用方法を規定

1 次に掲げる有価証券の取得（注1）	
A 国債証券（標準物を含む。）	公社法第41条第4号イ
B 地方債証券（注2）	公社法第41条第4号ハ
C 特別の法律により法人の発行する債券のうち、以下のもの。 政府保証債 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券 特別の法律により設立された法人であって、国、の法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもの のうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券	公社法第41条第4号チ 公社法第41条第4号ク 公社法第41条第4号ニ

金融債（注3）	公社法第41条第4号ホ
D 特定社債券（注3）	公社法第41条第4号ト
E 社債券（注3）	公社法第41条第4号ヘ
F 貸付信託の受益証券（注2・3）	公社法第41条第4号又
G 外国債のうち、以下のもの。（注3） 外国国債証券（標準物を含む。） 外国の地方公共団体の発行する債券 国際機関の発行する債券 外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券 外国の政府・地方公共団体・特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券（に該当するものを除く。） 証券取引所（外国の証券取引所を含む。）に上場されている株式又は債券の発行人が発行する債券（に該当するものを除く。）	公社法第41条第4号リ 同上 同上 同上 同上 同上
2 不動産の取得（投資の目的をもって取得するものを除く。）	
3 以下の金銭債権の取得 譲渡性預金の預金証書 コマーシャル・ペーパー 金融等デリバティブ取引のうち先物外国為替取引又は通貨オプション取引に係る権利を表示する証券又は証書	公社法第41条第5号 公社法第41条第4号 ル・ヲ 公社法第41条第8号・ 第9号
4 短期社債等（保険業法第98条第6項第1号から第6号までに掲げるもの及び同項第7号に掲げるもの（上記1中、G～に限る。））の取得	公社法第41条第4号 ホ・ヘ・ト・リ
5 有価証券（上記1中、A（標準物を除く。） B、C（～） E、G（標準物を除く。））に限る。）の銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫・全国を地区とする信用金庫連合会・証券会社・証券金融会社・外国証券会社に対する貸付け	公社法第41条第6号
6 金融機関への預金	公社法第41条第5号
7 信託会社又は信託業を営む金融機関への信託（運用方法を特定する場合は、次の方法に限る。） コール資金の貸付け又は上記1～6、下記8～10の方法	公社法第41条第10号

投資顧問業者との投資一任契約（投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結	
8 有価証券オプション取引（証券取引所が定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利の取得又は付与に限る。）又は有価証券店頭オプション取引（債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの（外国で行われる売買取引に係るものを除く。）の取得又は付与に限る。）	公社法第41条第7号
9 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（下記10（1）及び（2）に掲げる取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与	公社法第41条第9号
10 先物外国為替（次に掲げる取引に該当するものを除く。） （1）金融先物取引法第2条第2項に規定する取引所金融先物取引（同項第1号に掲げる取引に係るものに限る。） （2）金融先物取引法第2条第3項に規定する海外金融先物市場において行われる（1）に掲げる取引と類似の取引	公社法第41条第8号

（注1）上記に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなして本規定を適用する。

（注2）上記に掲げる有価証券の発行者からの購入については、国債・地方債・勤労者財産形成促進法施行令第40条第2号に規定する雇用・能力開発債券等又は貸付信託の受益証券を購入する場合に限る。（公社法第42条第1項）

民営化法第138条第2項第2号において、「地方公共団体への貸付」を認可を受けることなく営むことができる業務としたことを踏まえ、同様の経済効果を有する「地方債証券を地方公共団体から直接購入すること」についても、認可を受けることなく営むことができる業務とする。

（注3）現在の会社には、資金運用に関して、以下のような規制（下線部）が課されている。

運用方針全体（公社法第42条第2項～第5項、第45条第2項）

公社が金融債、社債、特定社債、外国債又は貸付信託の受益証券（次項及び第五項において「金融債等」という。）に運用する簡易生命保険資金の額は、それぞれ、簡易生命保険資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

公社は、簡易生命保険資金を金融債等に運用する場合には、それぞれ、一の法人の発行する金融債等の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債等の十分の六を超える割合（外国政府等の発行する外国債その他政令で定める外国債に運用する場合にあっては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合）の金融債等を取得してはならない。

前項の場合において、郵便貯金資金の金融債に運用する額があるときは、その額を簡易生命保険資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

公社が簡易生命保険資金をもって取得する金融債等は、それぞれ、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、公社以外の者の取得に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

特定社債（公社法施行令第21条）

取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権のみを定める資産流動化計画に従い発行する特定社債

取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債

特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であって、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入の借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるもののうち、証券取引所に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）

社債・外国債（公社法施行令第20条・第22条第3号）

貸借対照表上の純資産額が15億円以上の法人の発行するもの。

これらの規制は、

- ・ 国に準ずる公社が、国以外の者との関係において、資金運用に係るリスクの負担割合を一定以下にするもの
- ・ 国が簡易生命保険に係る企画・立案を行うことに加え、経営について一定の関与を行う立場から、資金運用の安全性に関するコミットとして行っているもの

であることから、民営化に際して、廃止することとする。

なお、公社における資金運用計画に関する総務大臣認可等の規制も民営化に際して、同様の観点から廃止されている。

一方、郵便保険会社は、郵貯・簡保管理機構との再保険契約上の義務として、

- ・ 再保険契約に基づき郵貯・簡保管理機構のために積み立てる金額を上回る安全資産を保有すること、
- ・ 移行期間中、事業年度ごとに、郵貯・簡保管理機構に対して資産運用の見通し等を報告し、郵貯・簡保管理機構はこれを公表すること、

の2つが求められている。(民営化法第162条第2項第3号～第5号)。

子会社保有の制限（民営化法第139条）

保険業法上、保険会社が子会社として保有することができる会社	民営化法
1 生命保険会社	×
2 損害保険会社	×
3 少額短期保険業者	×
4 銀行	認 可
5 長期信用銀行	認 可
6 証券専門会社	認 可
7 証券仲介専門会社	認 可
8 信託専門会社	認 可
9 保険業を行う外国の会社	×
10 銀行業を営む外国の会社	認 可
11 証券業を営む外国の会社	認 可
12 信託業を営む外国の会社	認 可
13 従属業務を専ら営む会社 ・ 主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるもの ・ それ以外	届 出（参考） 認 可
14 金融関連業務を専ら営む会社 ・ 保険業法施行規則第56条の2第2項に掲げる業務のうち、 内閣府令・総務省令で定める業務を専ら営む会社 ・ それ以外	届 出 認 可
15 新たな事業分野を開拓する会社	届 出（参考）
16 上記に掲げる会社のみを子会社とする持株会社	認 可

（注）×印は、子会社として保有できないもの。（民営化法第139条第6項に規定）

民営化法第139条第8項

内閣府令・総務省令で定めるもの

郵便保険会社に対する業務範囲規制等の民営化法上の規制の観点から問題ないと認められる以下に掲げる業務を専ら営む会社については、保険業法施行規則第56条の2第2項に掲げる業務の区分に従って、届出により子会社として保有することができる。

* 民営化法第139条第8項

8 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第四項に規定する内閣府令で定める業務（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務（保険業法施行規則第56条の2第2項第28号）

個人の財産形成に関する相談に応ずる業務（保険業法施行規則第56条の2第2項第29号）

上記各業務に附帯する業務（保険業法施行規則第56条の2第2項第47号）

保険業法施行規則第56条の2第2項に掲げる業務（要約）

- 1 保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行
- 2 保険募集
- 3 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 4 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 5 保険業法第98条第1項に規定する業務（保険会社の業務の代理、証券業務等を除く。）
- 6 債権管理回収業、特定金銭債務の管理又は回収を行う業務、これらに付随する業務

7	確定拠出年金運営管理業、加入の申出の受理、住所・氏名等の届出の受理、積立金の管理、積立金の運用に関する契約に係る預金通帳の保管に関する事務等を行う業務
8	保険会社から委託を受けて生命保険募集人等が行う特定証券業務を支援する業務
9	老人福祉施設等に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務
10	健康の維持増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持増進を図るための施設の運営を行う業務
11	事故その他の危険の発生の防止、危険の発生に伴う損害の防止・軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務
12	健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務
13	主として保険持株会社、子会社対象会社に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務及び計算受託業務
14	確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務
15	保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務
16	自動車修理業者等のあっせん又は紹介に関する業務
17	金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介であって業として行うもの
18	有価証券の貸付け
19	地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
20	国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
21	抵当証券業
22	商品投資販売業
23	商品投資顧問業
24	証券等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務
25	利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
26	自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

27	販売業者等から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額又は数量の情報を、利用者から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務
28	リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。） イ 使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。 ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。 ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
29	次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ロ 当該会社の発行する社債（短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結すること。
30	投資信託委託業及び投資法人資産運用業
31	投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
32	他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務
33	金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
34	個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
35	主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
36	手形の引受け
37	有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
38	両替
39	銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理
40	主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
41	有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務
42	有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

43	株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務
44	有価証券に関連する情報の提供又は助言
45	組合契約又は匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
46	信託契約代理業
47	信託受益権販売業
48	財産の管理に関する業務及び当該業務に係る代理事務
49	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務
50	信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務
51	<p>その他上記 1 から 50 までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める以下の業務</p> <p>信用状の発行を行う業務</p> <p>旅行小切手の発行を行う業務</p> <p>地金銀の売買を行う業務</p> <p>社債等登録法第 2 条に規定する登録機関の行う業務</p> <p>当せん金付き証票法第 6 条第 1 項の規定による事務の委託を受けた銀行から委託を受けて行う当該事務に係る業務</p> <p>金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務</p> <p>地金銀の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務</p> <p>前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>
52	上記に掲げる業務に附帯する業務（上記に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

参 考

従属業務を専ら営む子会社のうち、主として郵便保険会社の営む業務のために以下の業務を営む会社

郵便保険会社は、従属業務を専ら営む子会社のうち、主として郵便保険会社の営む業務のために以下の業務を営む会社については、届出のみで子会社として保有することができる。(民営化法第139条第8項)

各業務(要約)につき、郵便保険会社からの収入額の総収入額に占める割合が、100分の50を下回らないもの

- 1 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 2 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 3 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 4 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 5 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 6 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
- 7 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 8 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 9 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 10 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 11 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 12 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 13 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 14 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

- 15 労働者派遣事業又は職業紹介事業
- 16 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)
- 17 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 18 他の事業者の所有する不動産の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 19 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(20及び21に該当するものを除く。)
- 20 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務
- 21 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 22 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務
- 23 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務
- 24 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行(以下「親保険会社等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下「買取会社」という。)が当該親保険会社等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険会社等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となっている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務
- 25 その他上記1から24までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 26 上記に掲げる業務に附帯する業務(上記に掲げる業務を営む者が営むものに限る。)

新たな事業分野を開拓する会社

郵便保険会社は、新たな事業分野を開拓する会社については、届出のみで子会社として保有することができる。(民営化法第139条第8項)

新たな事業分野の開拓に資する事業を行う会社であって、設立から一定期間経過していない新しい会社であることや資本金・従業員数などの面で規模が小さいことなどの条件を満たすもの。

事務所の設置等（**民営化法第140条**）

* 民営化法第140条第1項

第百四十条 郵便保険会社は、郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人のうち、郵便保険会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者の使用人（以下「社内生命保険募集人」という。）の所属する支店その他の事務所の設置、位置の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。社内生命保険募集人以外の生命保険募集人に対して業務を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときも、同様とする。

郵便保険会社が、届出を要せず、事務所の設置等（設置、位置の変更又は廃止）が行える場合は、以下の通り。

郵便保険会社の直営店舗によって保険募集が全国的にどのような範囲で行われているかの実態を把握することができるよう、以下に掲げる軽微な場合を除き、事前の届出を求めるとする。

増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

上記に規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

郵便保険会社の支店その他の事務所の設置等に係る届出について（全体像）

	設置	廃止	位置の変更
支店その他の事務所	届出	届出	届出

（注1）位置の変更については、国内の事務所のみが対象（外国の事務所は対象外）。

（注2）届出の対象となるのは、郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人のうち、社内生命保険募集人の所属する支店その他の事務所に限る。生命保険募集人が存在しない事務処理センターなどの事務所については、届出は必要ない。

（注3）増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）やこの位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合は、届出は必要ない。

業務報告書等（民営化法第144条）

郵便保険会社が提出しなければならない業務報告書等の記載事項、提出時期等を規定。

郵便保険会社に対する民営化法上の業務範囲規制等を解除するための主務大臣の認可等にあたり、民営化法第135条等において、勘案することが求められている事項を適切に把握できるよう、以下に掲げる報告書を求めることとする。

勘案事項

他の生命保険会社との競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかどうか。

報告書の種類	書類の種類	提出時期
中間業務報告書	中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書、保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面	当該事業年度の9月30日を経過後3月以内
業務報告書	事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、有価証券等に関する書面、保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面	事業年度経過後4月以内
中間業務報告書（連結）	中間事業概況書、中間連結財務諸表	当該事業年度の9月30日を経過後3月以内
業務報告書（連結）	事業概況書、連結財務諸表	事業年度経過後4月以内

郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の事務所の設置状況を含む。

届出事項（**民営化法第149条**）

* 民営化法第149条第1項

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六（略）

七 保険業法第百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

郵便保険会社に対する民営化法上の業務範囲規制等を解除するための主務大臣の認可等にあたり、民営化法第135条等において、勘案することが求められている事項を適切に把握できるよう、以下に掲げる場合に該当するときは、届出を求めることとする。

勘案事項

他の生命保険会社との競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかどうか。

郵便保険会社が受けた場合に、届出を要する処分を規定。

1 保険業法第8条第2項の規定による認可（取締役等の兼職の制限）
2 保険業法施行規則第48条の3第2項ただし書（単体同一人規制）、同規則第48条の5第2項ただし書（連結同一人規制）、保険業法第100条の3ただし書（特定関係者との取引）、同法第107条第2項（保険会社による議決権の取得等の制限）の規定による承認
3 保険業法第131条（事業方法書等に定めた事項の変更）、同法第240条の3（業務の停止等）、同法第241条第1項（業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理）の規定による命令
4 保険業法第133条又は第134条に規定する処分（免許の取消し）

民営化法第149条第1項第1号から第7号までに規定する届出事項のほかに、届出を要する場合を規定。

1	定款を変更した場合
2	事業方法書等を変更した場合（保険業法第131条の命令を受けて変更した場合を除く。）
3	新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
4	郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合にあっては、代表執行役、執行役又は監査委員会の委員）の就任又は退任があった場合
5	郵便保険会社が会計参与設置会社である場合にあっては、会計参与の就任又は退任があった場合
6	保険業法施行規則第57条第1項各号に掲げる事由により他の会社（民営化法第149条第1項第2号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合
7	郵便保険会社が子会社の議決権を取得し、又は保有した場合
8	郵便保険会社の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（民営化法第149条第1項第3号に掲げる場合を除く。）
9	郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第58条の2第1項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合
10	郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

11 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
12 保険業法施行規則第48条の4各号又は第59条第3項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合
13 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合
14 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合
15 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合
16 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合
17 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
18 会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合
19 不祥事件が発生したことを知った場合
20 郵便保険会社が保険業法第111条第1項又は第2項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合
21 保険業法第240条の2第1項の規定による契約条件の変更を行う旨の申出をした場合